

2. 計画の概要

2. 計画の概要

2.1 法令上の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。

2.2 総合計画との関係

本市の総合計画である「四日市市総合計画（2020年度～2029年度）」（以下、「総合計画」という。）においてICTを活用した市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化などを目指す「スマート自治体の実現」を掲げており、「スマート自治体の実現」を推進するための個別実行計画として取りまとめたものです。

本計画に基づき、行政手続のオンライン化や情報システムの最適化などに取り組み、行政事務のデジタル化を推進することで、行政サービスの更なる向上に繋げていきます。

2.3 本計画の対象期間

本計画の対象期間は、国のDX推進計画の対象期間の終了時期に合わせて、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

なお、各施策の取り組み状況や国の動向等を踏まえ、必要に応じて随時、改定等を行います。